木造住宅耐震助成（除却（解体））提出書類チェックリスト

注意事項！

□　申請年度を過ぎると助成金が交付できません。

□　領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

□　1　区の承認前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。

□　2　助成金交付申請は、申請した年度の３月上旬を目安に提出してください。

□　3　工事の契約は必ず申請者が行ってください。領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

【解体工事の契約前】承認申請

□　1　木造住宅耐震助成承認申請書（第７号様式）

□　2　助成対象建築物の所有者・建築時期が確認できる書類の写し（最新のもの）
次の（１）～（３）のいずれか１つ
（１）既存建築物の登記事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
（２）固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
（３）土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し

□　3　申請者が次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合、必要な書類
（１）【助成対象建築物が共同所有の場合】
①共同所有者が分かる書類の写し（２の書類で共同所有者が分かれば不要）
②同意書（所有者の１人に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
（２）【助成対象建築物所有者の親族が申請する場合】
①所有者と申請者の関係が分かる書類の写し（戸籍謄本等）
②同意書（所有者が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
（３）【助成対象建築物の所有者が死亡していて親族が申請する場合】
①所有者の死亡が分かる書類の写し（除籍謄本等）
②相続人が分かる書類の写し（遺産分割協議書、戸籍謄本、改製原戸籍等）
③同意書（相続人全員が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）

□　4　申請者が法人の場合、法人の全部事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）

□　5　解体工事の見積書（**※申請者名義**）の写し

□　6　耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と診断された場合、Ｉｗ値を1.0以上に向上させる補強設計案の計算書及び補強箇所を示した平面図、補強設計案による耐震改修工事の概算見積書
※区の耐震診断を受けている場合は不要

□　7　撮影日入り（手書き可）の助成対象建築物の写真（外観・内観各２枚程度）

□　8　その他区長が必要と認める書類

【解体工事の契約後】着手届（全ての書類がそろった後、速やかに提出してください）

□　1　木造住宅耐震助成着手届（第15号様式）

□　2　解体工事の請負契約書（**※申請者名義**）の写し

□　3　解体工事の見積書（**※申請者名義**）の写し

【解体工事の完了後】助成金交付申請

□　1　木造住宅耐震助成金交付申請書（第17号様式）

□　2　解体工事の領収書（**※申請者名義**）の写し　**※原本も持参**

□　3　着手時の契約書と領収書の額が一致しない場合、領収書との差額の内容が分かる見積書

□　4　申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書

□　5　撮影日入り（手書き可）の工事中及び工事完了後の写真（解体中、解体後各２枚程度）

□　6　木造住宅耐震助成金請求書（第20号様式）※日付と金額は提出時に確認してください。

□　7　その他区長が必要と認める書類